

ビワクルエコ製品（滋賀県リサイクル製品）認定
募集要領



滋賀県リサイクル認定製品

～申請は随時受け付けています～

◇ 滋賀県琵琶湖環境部循環社会推進課 ◇

ビワクルエコ製品（滋賀県リサイクル製品）認定の募集について

【滋賀県琵琶湖環境部循環社会推進課】

ビワクルエコシップ（滋賀県リサイクル製品認定制度）とは、資源循環の輪の構築に向けた取組の一つとして、主に県内で発生する循環資源（廃棄物や製造過程で発生した副産物、木材等）を利用し、県内事業所で製造加工される製品について、一定の基準に適合するものを「ビワクルエコ製品（滋賀県リサイクル製品）」として認定し、リサイクル製品の利用推奨を図る制度です。

このたび、本年度募集を行いますので、事業者のみなさんのご応募をお待ちしています。

◇対象製品

次に掲げる要件5点をすべて満たす製品とします。

- 1 主として県内で発生する循環資源を利用し、かつ、県内での製造加工が困難である場合を除き、県内において製造加工がされること。
- 2 既に販売されているか、6か月以内に販売されることが確実であること。
- 3 その製品の普及が本県の循環資源の循環的な利用の促進に効果を有すること。
- 4 品質基準（安全性への配慮、規格等）に適合していること。
- 5 その製品の製造加工を行う事業者等が生活環境の保全を目的とする法令に違反していないこと。その製品の製造に必要な法令に違反していないこと、かつ、暴力団と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。

◇主な認定基準

[安全性の配慮]

- ・ 特別管理廃棄物を原材料としていないこと。
- ・ 環境基本法に基づく土壌汚染にかかる環境基準に適合していること。
- ・ 土壌と混合する可能性のある粒状または粉状の製品については、土壌汚染対策法第6条に基づく指定基準のうちの含有量基準に適合していること。
- ・ 原料として溶融スラグを使用する製品については、溶融スラグの有害物質の溶出量および含有量について日本産業規格 JIS A5031 および JIS A5032 の基準に適合していること。

[品質の確保]

次のいずれかの規格に適合しているか、またはこれに準じたもの

- ・ 日本産業規格 (JIS) の性能規格
- ・ 滋賀県各部局の工事共通仕様書
- ・ エコマーク商品認定基準

[その他の基準]

- ・ 循環資源の利用割合については、品目ごとに別に定める基準に適合していること。

◇申請方法

申請書に対象製品の写真、説明書など必要な書類等を添付して滋賀県琵琶湖環境部循環社会推進課へ提出してください。※提出はメール（df00530@pref.shiga.lg.jp まで）で可能です。

受付は随時行っています。

なお、電子データについては、滋賀県ホームページの琵琶湖環境部循環社会推進課のページからダウンロードできます。

① 検索エンジンで「ビワクルエコシップ」を検索

② 滋賀県リサイクル製品認定制度のURL

<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kankyoshizen/haikibutsu/13431.html>

◇ 提出書類 ◇

(1) 申請書（様式第1号）

(2) 添付資料（※添付資料、一覧表を表紙にして編綴し、ページ番号を付けてください。）

(3) 誓約書（滋賀県リサイクル製品利用促進要綱第8条第3項に基づき、様式第7号を提出してください。）

(4) 申請書チェックリスト

◇認定審査

申請内容について、認定基準に適合するかどうか調査を行い、懇話会委員（学識経験者）の意見聴取を経て審査の上認定します。

◇認定制度の効果

- ・ 県や県民等による認定製品の利用、購入が広がることにより、一層のリサイクル製品の需要拡大につながります。
- ・ 新たな技術・研究開発を促し、優良な事業者が育成されます。
- ・ リサイクルの促進により、本県における資源循環の輪の構築が加速されます。

◇認定製品に対する県の取組

- ・ 県は認定製品ごとに認定証を付与するとともに、ホームページへの掲載、パンフレットの作成・配布を行い、普及啓発を図ります。
- ・ 公共工事等を通じて自ら率先利用に努めます。
（必要とする品質・性能、数量等条件に適合し、従来品と同等の価格である場合。ただし、製品購入や利用を保証するものではありません。）
- ・ 親しみやすい認定マークや愛称により、市町や県民・事業者に対し利用推奨を図ります。
- ・ 県は滋賀県産業廃棄物3R・循環経済促進事業費補助金にて、滋賀県リサイクル認定製品の販路開拓事業として展示会・商談会や広告宣伝費の補助を行っています。

◇留意いただきたい事項

- ※ すでに全国流通しているものや、用途が一般化している製品は対象から除きます。
- ※ 滋賀県リサイクル製品認定制度は、品質基準等に適合した製品であることを県が審査、確認し「滋賀県リサイクル認定製品」として公表した上で、対外的に推奨し、自らも率先利用に努めるものですが、県が製造事業者に代わって品質・性能等を保証するものではありません。

◇ご相談・問い合わせ

申請に先立ってご相談をお受けいたします。事前に電話等でご連絡ください。

その他、ご質問などは下記までお問い合わせ下さい。

◇ 担当 滋賀県琵琶湖環境部循環社会推進課

Tel 077-528-3472

E-mail df00530@pref.shiga.lg.jp